

審議会等議事概要

平成 22 年度 第 1 回 滝川市都市計画審議会 議事概要

日 時	平成 22 年 6 月 1 日（火曜日）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分
開催場所	滝川市役所 3 階 301・302 会議室
出席者	宮島忠幸会長、田端千裕副会長、太田康雄委員、細田光人委員、池田尚志委員、井上正雄委員、山木 昇委員、堀 重雄委員、小林 恵委員 事務局等：田村 弘市長、高橋賢司総括理事、大平正一部長、湯浅芳和副主幹、田邊義明主査、中井崇敬主査、東 忠司主任級技師
議 事	1 開 会 ・開会に先立ち、審議会委員の辞令交付式が行われた。 ・続いて新委員の役員選出が行われた。 ・事務局長より、本日は 10 名中、9 名の委員が出席で審議会が成立したことを報告 2 市長あいさつ ・市長から諮問一件、報告二件が本日の主となりますので、各委員に対してよろしく願いしたい旨あいさつがあった。 3 会長あいさつ ・本日は諮問、報告とありますが、各委員には活発な審議を期待するとともに、答申できるようよろしく願いしたい旨あいさつがあった。 ・会長のあいさつ終了後、市長が他の公務のため退席。 4 報告第 1 号 「滝川市都市計画マスタープラン」（全体構想）素案（案）について 事務局） ・配布資料に基づき、「滝川市都市計画マスタープラン」（全体構想）素案（案）について内容説明を行い、今後の進め方について報告。 会 長） ・説明が終わりました。一言で言えばまちそのものの一番上の使命、それをマスタープランという名のもとに作成し、その中に道路、公園あるいは土地利用等がありまして、例えば土地利用については非常に制限されるということがあります。制限されると、自分が持っている土地が自由にならないといった一定の制限を加えられることがあります。都市計画そのものは住民とのコミュニケーションを図った上で計画決定することになっていますので、そのようにして定めようとしているのが、今説明のあったマスタープランです。

ではご質疑などがございましたらお願いします。

委員)

- ・ 策定会議において地域の意見をどのように反映されているのか聞きたい。
- ・ 次に図面上で白くなっている地域があるが、これは畜産試験場の跡地で、今後どのように都市計画マスタープランに反映していくのか。
- ・ 最後に西町の土地利用についての説明があったが土地利用については規制と緩和の問題なので、コミュニティを維持するために具体的にどういた視点をもっているのか。

事務局)

- ・ 策定会議ですが市民9名、関係部長6名で構成されております。今後6月下旬頃から8月下旬くらいまでの間に地域別懇談会を開催する予定ですので、再度ご意見をお伺いする機会があると思っております。
- ・ 畜産試験場跡地についてですが、これから作成される計画の内容について都市計画マスタープランにも記載するかどうかを含めて検討していくことになるかと思えます。
- ・ 西町や扇町については生活利便施設を立地出来ない状況等がございますので、既存の土地利用を変更していきたいと考えております。

委員)

- ・ 人口減少社会になるのは仕方がないが、まちが維持できる最低限の人口は必要であるし、若い人がいなくなるとコミュニティも衰退していく。地域ビジョンを定めてもそれがいい方向へ中々向かっていかない。そこに人が住めるような、誘導できるような規制緩和をもう少し具体的に組み込んでもらいたい。

会長)

- ・ 今作成しているのはマスタープランというものであり、その後交通関係や土地利用関係の具体的な計画を定めていくことになりますので、マスタープランでは大まかなことしか決めていきません。具体的なことについてはそれぞれの計画時の議題にした方がいいと思います。マスタープラン全体についてのご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

委員)

- ・ まちづくりは地域の方々にとって一つであり、この都市計画マスタープランの上位計画である総合計画も同じ時期に作成している。教育も住宅も土地政策も地域にとっては一つなので、その地域の意見の集約の仕方を間違えないように進めていく考え方を聞かせてほしい。

事務局)

- ・ 従来都市計画は都市計画室、学校は教育部でそれぞれ説明を行うという形でしたが、今回は総務部の企画課に総合事務局を配置して、地域で説明する時には都市計画も教育もその他の部門についても、その地域のまちづくりをどうするのかといった観点で意見を集約していく考えでございます。

会長)

- ・ その他何かございますか。なければ以上をもちまして、「滝川市都市計画マスタープラン」(全体構想)素案(案)の報告は了としてよろしいですか。よろしければ報告済みといたします。

5 報告第2号

「滝川市都市交通マスタープラン」(素案)(案)について
事務局)

- ・ 配布資料に基づき、「滝川市都市交通マスタープラン」(素案)(案)について内容説明を行い、今後の進め方について報告。

会 長)

- ・ 説明が終わりました。質疑の前に一点確認したいのですが、交通マスタープランについて審議会での諮問はありますか。

事務局)

- ・ あくまで都市交通マスタープランは計画ですので審議会での諮問はありません。都市計画道路変更の際に諮問という形をとることとなります。

会 長)

- ・ わかりました。交通マスタープランを作成した後、都市計画道路を変更、廃止する時には諮問があるのですが、今回の報告で交通マスタープラン自体はほとんど決まってしまう。本日出される意見はこの交通マスタープランに反映されて住民説明会が行われると思いますので、十分論議していただきたいと思います。それでは質問などございましたらよろしくお願いします。

会 長)

- ・ それでは私から質問しやすいように一つ説明させていただきます。都市計画道路を廃止すればいいかといえばそうではありません。なぜかと言うと大阪などで訴訟がおきているのですが、この都市計画審議会に対して訴訟されるという事例もあるのです。例えば30メートルを街路幅員にすることとして、現在18メートル幅員があるとします。そうすると12メートル幅員を広げることになります。計画決定されると、そこが民有地だとしても建物を建てようとする時に制限がかかる。容易に移築できるもの以外は認められないという法律になっているのです。30年間民有地を制限しておいて、今更やめてしまうならもっと前に土地を売っておけばよかったということにもなりかねません。今は住民本位ということになっているので、審議会もそれだけの権限があるのです。言いたいことは、そういう制限を加えていながら廃止するということがあるということです。道路自体を廃止するというわけではないですから。都市計画決定を外すということです。それでは質問をお願いします。

委 員)

- ・ 例えば18ページの北滝の川東滝川停車場線について、38号になぜ繋がらないかということ。この見直しの時にやらないという道路体系を見直すのかということが一点。

- ・ 30年以上経過した道路で、東町などにある寄付道路で整備されていないという現状があることをどう説明しますか。これらの道路を廃止した場合、今日の報告で終わりということなのですか。地元で納得してくれという説明になるのか。

事務局)

- ・ 今日の報告で終わりということではなく、今はまだ案と言う形で地域の方に説明して意見を頂いて最終的に決めていきたいという考えです。
- ・ 路線ごとの変更については、この計画の次の段階でありまして、この計画に沿って都市計画変更する時は路線ごとに皆さんに再度聞くという形になっています。

会 長)

- ・ 道路には都市計画道路というものがあり、皆さんは道路と言うと都市計画道路も自分の家の前の道路も同じ道路なのです。委員が言っている寄付道路と言うのは都市計画道路ではないので、本件とは別となります。マスタープランというものは個々のものをやっていくわけではなく、全体的な交通体系としての流れや、渋滞等を緩和することを考えるべきであり、個別のことは次の段階の話であります。
- ・ 北滝の川東滝川停車場線というのは道の条例で作られた道道なので直せない。なお、路線の表現については検討できるでしょう。

事務局)

- ・ いただいた意見につきましては持ち帰り検討させていただきたいと思います。

会 長)

- ・ その他何かございますか。なければ以上をもちまして、報告第2号「滝川市都市交通マスタープラン」(素案)(案)の報告は了としてよろしいですか。よろしければ報告済みといたします。

6 諮問第1号

「滝川都市計画区域(滝川市、新十津川町)の整備、開発及び保全の方針」(案)について

事務局)

- ・ 配布資料に基づき、「滝川都市計画区域(滝川市、新十津川町)の整備、開発及び保全の方針」(案)について内容説明を行い、今後の進め方について報告。

会 長)

- ・ 説明が終わりました。何かご質問はございますか。

会 長)

- ・ これは都市計画区域、その区域内の方針を多少変更して、それぞれの計画時に変更するということの説明であり、大枠の方針を決めてそれぞれのことを今後決めていくといったことなのです。先ほど説明のありました沿道型サー

ビスとか工業地区とか住宅地区に変更するということは、今のこの方針で決定されることではないのです。用途地域の変更をする時に初めて決定されるということでもありますから、その時に具体的な意見を伺う機会があるかと思います。では一つだけ、国道１２号バイパスに大型店が集中しているので、３８号と中心市街地の方に店舗ができるように決定しますとあるが、その考え方で進めるには１２号バイパスはもうあのくらいでいいのではないか。あそこを制限してまちの中心や東滝川や江部乙にできるようにしたらいいのではないかと思うがどうでしょうか。

事務局)

- ・ 沿道型大型店舗について１２号バイパスと３８号沿道等に限るということでありまして、アクロスプラザ付近の北側につきましては営農環境や田園環境を保全することからこれ以上建てられないという方向にしていこう方針にしております。

事務局)

- ・ 都市計画マスタープラン（全体構想）の６８ページと６９ページに記載があるのですが、１２号バイパスにおきましては、基本的には農地を保全することと考えております。ただ、４車線道路ということもありますので、その中で最低限道路利用者のために必要な土地利用については、農地を保全するという前提の上で認めていくということと特定用途制限地域ということになっております。

委員)

- ・ バイパス付近について色々と陳情があがっていると思うのだが、その辺を踏まえた土地利用をし、緩和していくということでもいいのですか。

事務局)

- ・ あくまで要望を聞いてというよりは、全体のことを考えた上で４車線道路ということもあり、道路利用者のための最低限のサービスという考えで検討していきたいと考えています。

委員)

- ・ 農地保全という基本的なことはわかるが、まちづくりの視点から規制をかければいいのかということではない場合もあると思います。

会長)

- ・ その他何かございますか。なければ以上をもちまして、諮問第１号「滝川都市計画区域（滝川市、新十津川町）の整備、開発及び保全の方針」（案）について「可」としてよろしいですか。よろしければ「可」とし答申いたします。

７ その他

会長)

- ・ その他何かありますか。なければ私から最後に一言。これからはエコの時代なのですが、自転車という言葉が一つも出てきていないということは先を見

	据えた交通体制にはなっていないのではないのでしょうか。高齢者は免許証を返さなければならなくなります。その時何に乗るかというと自転車しかないのです。冬タイヤの自転車というのも開発されているそうです。この区間は自転車が優先される道路というようなことをマスタープランのどこかに記載したらどうでしょうかということをお願いして、都市計画審議会を終了したいと思います。 8 閉 会
報告資料	報告第1号 「滝川市都市計画マスタープラン」の見直しについて 資料1 滝川市都市計画マスタープラン（全体構想）素案（案）概要版 資料2 滝川市都市計画マスタープラン（全体構想）素案（案）本冊版 報告第2号 滝川市都市交通マスタープラン素案（案）について 資料1 滝川市都市交通マスタープラン素案（案）本冊版 資料2 滝川市都市交通マスタープラン素案（案）概要版 資料3 都市計画道路見直し検討路線チェックシート 諮問第1号 滝川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）について 資料1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について 概要版 資料2 滝川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について新旧対照表

- * 上記表は、例となりますので参考にしてください。
- * 記入後は、総務課総務グループヘメールで提出してください。
(e-mail : soumu_g@city.takikawa.hokkaido.jp)
- * 会議終了後、1週間から10日の間に提出してください。